

項ノ解決ヲ見サレテ他ノ条項ノ交渉ヲ中止スル旨主張シ  
再考ヲ求メ會見ヲ終ル

七、將來ノ推移

事業主ハ事實經營困難ノ爲メ讓歩ノ餘地極メテ盡キモノ  
、如ク從テ従業員側ハ企業主松竹圓漕店ニ對シ交渉ヲ関  
始スル計畫ニアリ同店ノ斡旋ヲ俟テ解決スルモノト思  
料セラル

右及申(通)報候也

別記

歎願書

- 一、頭ヲ現在取下一割ニセラレタシ 併シ取下一帳簿ハ多関スルコト
- 二、持込ノ惣令額方ヨリ取取ル時ハ頭ヲ五分ニセラレタシ
- 三、尚持込ノ場合ハ其ノ事情ノ如何ニ拘ラズ金額支給セラレタシ
- 四、併シ人夫直接取取ル時ハ現在ノ通りニセラレタシ
- 五、遠方ノ仕事ニシテアブレタ時ニハアブレ賃ヲ支給セラレタシ
- 六、仕事ニ関スル道具ハ一切類方持ノコト
- 七、災害扶助法ヲ即時適用セラレタシ
- 八、私病ノ場合ハ事情ニ應シテ金銭ヲ貸與セラレタシ
- 九、常雇人夫協加ノ場合ハ現在常雇人夫ト協議ノ上ニ雇入セラレタシ
- 十、常雇人夫ノ仕事ハ十時間トシ一時間ヲ増ス毎ニ五十銭ノ時間外手当ヲ支給セラレタシ
- 十一、過失ナクシテ急致調査ニ出タ場合ハ常雇人夫ノ日給ヲ支給セラレタシ
- 十二、常雇ノ夏車賃ヲ使用セシ場合ハ夏車賃ヲ支給セラレタシ
- 十三、常雇ノ冬車賃ノ場合ハ臨時ヲ頼マサルコト
- 十四、臨時ト常雇ノ區別ヲセラレタシ
- 十五、退職手續ヲ制定セラレタシ
- 十六、本人ノ意志ニヨラサル解雇ハ絶対ニセサルコト

昭和九年四月二十九日

日本運輸交通労働組合東海第三支部  
佐野分會(同)